

山田町・産業復興棟 入居者募集要項

1. 入居利用者を募集する産業復興棟及び区画

(設置場所等詳細については、別添位置図、配置図資料参照)

産業復興棟名称・区画		床面積	月額賃料 (初回月)	月額賃料 (2カ月目以降)	契約保証金
田名部工業団地 産業復興棟 (豊間根第10地割 124番地2)	A棟	324.79㎡	89,753円	79,000円	143,813円
	C棟-2	147.24㎡	44,120円	35,000円	64,369円
田名部工業団地 産業復興棟 (豊間根第10地割 124番地2)	D棟-1	50.19㎡	14,737円	14,000円	25,311円
	E棟	305.56㎡	92,611円	89,000円	160,742円
田名部工業団地 産業復興棟 (豊間根第10地割 124番地2)	F棟-1	148.89㎡	46,438円	41,000円	74,616円
	F棟-2	148.89㎡	46,438円	41,000円	74,616円
田名部工業団地 産業復興棟 (豊間根第9地割 80番地2)	G棟-1	98.49㎡	30,677円	25,000円	45,852円
	G棟-2	98.49㎡	30,677円	25,000円	45,852円
	G棟-3	196.97㎡	61,322円	50,000円	91,699円
新田工業団地 産業復興棟 (豊間根第7地割 30番地)	A棟-1	98.35㎡	43,623円	39,000円	70,894円
	A棟-2	98.35㎡	43,623円	39,000円	70,894円

2. 賃貸借契約期間

賃貸借契約期間は、契約日から令和9年7月31日までとします。ただし、契約期間満了後に継続して入居を希望する場合は、協議の上、再度賃貸借契約を締結することが可能です。（後述のとおり、契約を変更する場合があります。）

3. 賃料

賃料は、産業復興棟の用地及び建築物の時価の5%相当額とします。

月額賃料は、「1. 入居利用者を募集する産業復興棟及び区画」表記載のとおりです。

町内で被災された事業者については、罹災証明書をご提出いただき、減額される場合があります。

お支払い方法は、当月分賃料を当月末期限で町が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

※土地の評価や経済事情の変動などにより賃料が相場に比して不相当な金額となっても、契約期間中は、賃料は変更しません。なお、契約期間満了後に協議の上再契約をする場合には、賃料を改定する場合があります。

4. 契約保証金

契約時にお支払いいただく契約保証金は、年間賃料の3カ年分の5%相当額とし、町が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

（契約保証金は、「1. 入居利用者を募集する産業復興棟及び区画」表のとおり）

町内で被災された事業者については、罹災証明書をご提出いただき、減額される場合があります。

5. 応募資格

個人、法人及び団体いずれも可。ただし、次に掲げる者を除く（法人の代表者及び団体における構成員を含む。）。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 市町村税の滞納がある者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員

6. 応募及び利用条件

- (1) 自らが利用する目的であること。
- (2) 公序良俗に反する用途その他社会通念上不適切な用途に利用しないこと。
- (3) 当該建築物の著しい腐食、劣化につながるような目的、用途等で利用しないこと。
- (4) 隣接する区画、施設の入居者及び施設に対し、悪臭等の環境衛生上著しい影響を与える用途に利用しないこと。
- (5) 居住目的には利用しないこと。
- (6) 貸付期間満了の際は、利用者の負担により原状復旧して返還すること。

7. 募集期間等

(1) 募集期間

令和6年4月23日(火)から令和6年12月24日(火)まで

(2) 応募要領 次の書類を提出してください。

ア 産業復興棟入居利用申請書(様式第1号)

イ 罹災証明書(町内で被災された事業者の方のみ)

ウ 市町村税に滞納がないことを証する書類(様式第2号)(※それぞれの市町村で様式が異なりますので、町外の個人又は法人は所在の市町村にお問い合わせください)。

(3) 応募書類の提出先

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町水産商工課商工労働係

(4) 応募書類の提出方法

直接持参又は郵送とします。

(5) 応募前に現地確認を希望される場合は、事前に担当課までご連絡いただき、担当者立会いの上、建物の現状等を確認することができます。

8. 利用候補者の決定について

募集期間終了後に申請内容を審査の上、利用候補者の決定を行います。

同一区画に複数の応募があった場合は、以下の方を優先させていただきます。

優先条件

①町内事業者であること。

②被災事業者で事業を再開、本設するために入居し、利用する目的であること。

③被災事業者で、再建場所が確保できていないこと。

※該当する条件数が多いほど優先順位が高くなります。

さらに同一順位で複数の方の応募がある場合は、応募者間で調整していただくことがあります。調整が困難である場合は、抽選により利用者の選定を行います。

9. 利用者の最終決定及び決定の取消し、権利譲渡について

(1) 利用候補者に対し、利用者の最終決定及び施設の引渡可能日を通知いたします。

引渡が可能となった日から3カ月以内に契約していただけない場合は、利用者の決定を取り消すことがあります。

(2) 利用者に決定した方は、この権利を第三者に譲渡することはできません。

(3) 利用者の決定が取り消された場合において、複数応募者があった場合は、次点の方を利用者に決定いたします。

10. 留意事項

(1) 応募期間終了後の応募書類の差し替えは原則として認めません。

(2) 次のいずれかに該当した場合は、当該申請を失格又は無効とすることがあります。

- ア 応募期限、提出先、提出方法等が守られていないとき。
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ウ 応募書類に虚偽の記載があったとき。
- エ 同一人による複数の応募書類が提出されたとき。(法人の場合は代表者、団体の場合は構成員を含む。)
- オ 応募資格を有していないことが判明したとき。
- カ その他不正行為があったことを町長が認めたとき。

(3) 応募に際し、応募者に発生する費用については、全て応募者の負担とします。

11. 問い合わせ先

山田町水産商工課商工労働係 [電話0193-82-3111 内線219]